

高浜町福祉人材確保支援奨励金交付要綱

令和6年3月26日

告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜町内に所在する高齢者福祉施設等及び障がい福祉施設等（以下「町内事業所」という。）への就職を支援することにより、町内事業所における職員不足の解消を図り、福祉人材の安定的な確保及び定着に寄与することを目的に、予算の範囲内において高浜町福祉人材確保支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、高浜町補助金等交付規則（平成15年高浜町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の種別等)

第2条 奨励金の種別、交付対象者、交付要件及び金額は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(他補助金等との重複交付の制限)

第3条 奨励金の他に、町及びこれに準ずる団体等から交付対象を同じくする他の補助金等の交付が行われている、又は交付が見込まれる場合は、その交付額を奨励金の額から除くものとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める期限までに、高浜町福祉人材確保支援奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（別紙1）
- (2) 誓約書（別紙2）
- (3) 本人確認書類の写し
- (4) 振込口座の通帳の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定により奨励金の交付申請があったときは、これを審査し、奨励金の交付が適当であると認めるときは、奨励金の交付を決定するとともに、その額を確定し、高浜町福祉人材確保支援奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、奨励金を交付するものとする。

2 町長は、申請者に対して奨励金を交付しないことを決定したときは、高浜町福祉人材確保支援奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還等)

第6条 町長は、奨励金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び調査等)

第7条 町長は、奨励金の適正な支出のため、必要に応じて受給者に対し、報告又は調査その他必要な措置（以下「報告及び調査等」という。）を求めることができる。

2 受給者は、報告及び調査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(関係書類等の保存)

第8条 受給者は、奨励金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、奨励金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた奨励金については、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

種別	交付対象者及び交付要件	金額
就労 奨励金	次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 令和6年4月1日以降に町内事業所と雇用契約を締結し、雇用契約締結後6か月を経過していること。 (当該契約締結日以前に町内事業所に正規職員として勤務していた者を除く。) (2) 町内事業所と雇用契約締結後、継続して3年以上勤務する意思があること。 (3) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていないこと。 (4) 正規職員かつ常勤労働者であること。 (5) 別表第2及び別表第3に掲げる職種であること(総務、経理等の事務的作業のみを行う場合は、対象外とする。)	1人当たり 10万円
就労継続 奨励金	(1) 就労奨励金の交付を受けた者であって、雇用開始から1年を経過していること。	1人当たり 10万円
	(2) 就労継続奨励金(1)の交付を受けた者であって、雇用開始から2年を経過していること。	1人当たり 20万円
	(3) 就労継続奨励金(2)の交付を受けた者であって、雇用開始から3年を経過していること。	1人当たり 30万円

別表第2（第2条関係）高齢者福祉施設等

【介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）関係】

事業所・施設等の種別	対象職員
訪問介護	訪問介護員、サービス提供責任者
訪問入浴介護	看護師、准看護師、介護職員
訪問看護	保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
訪問 リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
居宅療養管理指導	薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士
通所介護	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員
通所 リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、介護職員
短期入所生活介護	生活相談員、介護職員、看護師、准看護師、栄養士、機能訓練指導員
短期入所療養介護	薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、栄養士
特定施設 入居者生活介護	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者
福祉用具貸与	福祉用具専門相談員
特定福祉用具購入	福祉用具専門相談員
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	オペレーター、訪問介護員、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
夜間対応型訪問介護	オペレーター、訪問介護員

地域密着型通所介護	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員
認知症対応型通所介護	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員
小規模多機能型 居宅介護	介護従業者、介護支援専門員
認知症対応型 共同生活介護	介護従業者、計画作成担当者
地域密着型特定施設 入居者生活介護	生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者
地域密着型 介護老人福祉施設	生活相談員、介護職員、看護師、准看護師、栄養士、管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員
看護小規模多機能型 居宅介護	介護従業者、介護支援専門員
居宅介護支援	介護支援専門員
介護老人福祉施設	生活相談員、介護職員、看護師、准看護師、栄養士、管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員
介護老人保健施設	薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、介護支援専門員
介護医療院	薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、介護支援専門員、診療放射線技師

別表第3（第2条関係）障がい福祉施設等

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係】

事業所・施設等の種別	対象職員
居宅介護	サービス提供責任者、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）」第1条各号に定める者
重度訪問介護	居宅介護に準じる
同行援護	居宅介護に準じる
行動援護	居宅介護に準じる
療養介護	看護師、准看護師、看護補助者、生活支援員、サービス管理責任者
生活介護	保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活支援員、サービス管理責任者
短期入所	生活支援員
重度障害者等包括支援	サービス提供責任者、相談支援専門員、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者
施設入所支援	生活支援員、サービス管理責任者
障害者支援施設	保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活支援員、職業指導員、サービス管理責任者

自立訓練	保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活支援員、地域移行支援員、サービス管理責任者
就労移行支援	職業指導員、生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
就労継続支援	職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者
就労定着支援	就労定着支援員、サービス管理責任者
自立生活援助	地域生活支援員、サービス管理責任者
共同生活援助	世話人、生活支援員、サービス管理責任者、夜間支援従事者
相談支援	相談支援専門員
児童発達支援	児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、栄養士
放課後等デイサービス	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、保健師、助産師、看護師、准看護師
居宅訪問型 児童発達支援	訪問支援員、児童発達支援管理責任者
保育所等訪問支援	訪問支援員、児童発達支援管理責任者
障害児相談支援	相談支援専門員
福祉型障害児入所施設	保健師、助産師、看護師、准看護師、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員、職業指導員
医療型障害児入所施設	児童指導員、保育士、心理指導担当職員、理学療法士、作業療法士、児童発達支援管理責任者、職業指導員、薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士、診療放射線技師

高浜町長 様

申請者 氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

高浜町福祉人材確保支援奨励金交付申請書兼請求書

高浜町福祉人材確保支援奨励金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。また、交付が決定したときは、奨励金を請求します。

記

- 1 奨励金の種別 就労奨励金 就労継続奨励金 ()
- 2 勤務事業所名
- 3 交付申請（請求）額 金 円
- 4 奨励金の振込口座情報

銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 出張所	口座種別		口座番号			
		普通預金	当座預金				
金融機関コード	店舗コード						
フリガナ 口座名義人							

5 添付書類

- ・在職証明書（別紙1）、誓約書（別紙2）
- ・本人確認書類の写し（運転免許証等の公的証明書）
- ・振込口座の通帳の写し（上記4の内容が確認できる部分）
- ・その他町長が必要と認める書類

在職証明書

氏名	(フリガナ)
就業年月日・期間	令和 年 月 日 ~ 証明日 (年 か月)
職種	
雇用・就業の形態	<ul style="list-style-type: none">・【正規雇用】雇用期間に定めがない・【常勤】所定の労働時間 (に 時間) を満たす
<p>上記の者は、常勤労働者として在職しており、パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者又はこれに属する労働者でないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>事業所名 _____</p> <p>代表者名 _____ (印)</p> <p>電話番号 _____</p>	

※事業所担当者様

この証明書は、「高浜町福祉人材確保支援奨励金」の交付申請書の添付書類です。
申請者から依頼があった場合は、証明をお願いいたします。

別紙2（第4条関係）

誓約書

私は、高浜町福祉人材確保支援奨励金の交付申請に当たり、町内事業所と雇用契約を締結した後、継続して3年以上勤務することを誓います。

また、高浜町福祉人材確保支援奨励金交付要綱を順守し、奨励金の返還（第6条）、報告及び調査（第7条）、関係書類等の保存（第8条）等の規定に従います。

高浜町長 様

令和 年 月 日

申請者 氏名 _____

住所 _____

様式第2号（第5条関係）

高 指令第 号
令和 年 月 日

様

高浜町長

高浜町福祉人材確保支援奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました福祉人材確保支援奨励金の交付申請につきまして、下記のとおり決定し、補助金の額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定（確定）額 金 円
- 2 交付条件 高浜町福祉人材確保支援奨励金交付要綱の規定に従うこと。

様式第3号（第5条関係）

高 指令第 号
令和 年 月 日

様

高浜町長

高浜町福祉人材確保支援奨励金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました高浜町福祉人材確保支援奨励金の交付申請につきまして、次のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

（不交付の理由）